福岡市

盛土規制法の運用開始についてのお知らせ

R7.5.26 運用開始

- ●令和7年5月26日より、福岡市全域が盛土規制法に基づく規制区域に指定され、 盛土等を行う際には、許可等の手続きが必要となります。
- ●都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものと みなされます(「みなし許可」)。 みなし許可の場合は、開発許可に係る手続きに加え、盛土規制法に関する手続きが必要と なりますのでご注意ください。

1. 許可等の手続き

- 規制区域内で一定規模以上の盛土や切土、土石の堆積を行う場合は、 福岡市の許可等が必要となります。

 - ・完了検査のほか定期報告や中間検査が必要となる場合があります。
 - ・特定盛土等規制区域では、許可のほか、届出が必要な場合があります。
- ■みなし許可の場合も次の手続きが必要となります。
 - ・近隣住民への事前説明(説明範囲が異なります。)
 - ・許可標識設置(開発許可及び盛土許可のそれぞれの標識設置が必要です。)
 - ・定期報告(定期報告を要する規模の工事を行う場合)
 - ・中間検査(中間検査を要する規模の工事で暗渠排水管の設置を行う場合)

<規制区域>

市全域を規制区域に指定



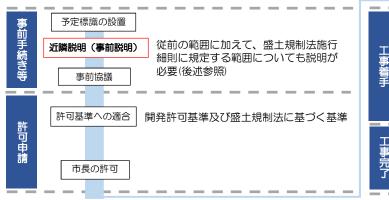
特定盛土等規制区域(特盛区域)

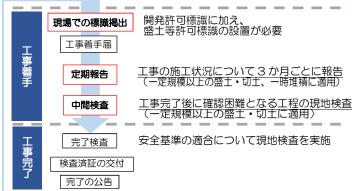
2. 許可・届出等の規模

	行為	届出	許可	中間検査	定期報告(3カ月ごと)	完了検査
宅造区域	宅地 造 · 特定 盛土等	_	①盛土で高さ 1m超の崖 ②切土で高さ 2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さ 2m 超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ 2m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 500 ㎡超 (①~④除く)	①盛土で高さ 2m超の崖 ②切土で高さ 5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さ 5m超 の崖(①②を除く) ④盛土で高さ 5m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 1,000 m超 (①~④除く)	中間検査の 対象規模と同じ	許可対象すべて
	土石の 堆積	_	①堆積の高さ2m超かつ面積 300 ㎡超 ②堆積の面積 500 ㎡超	_	①堆積の高さ 5m超 ②堆積の面積 1,000 m超	許可対象 すべて
特盛区域	特定盛土等	の崖 (①②を除く)	①盛土で高さ 2m超の崖 ②切土で高さ 5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さ 5m超 の崖(①②を除く) ④盛土で高さ 5m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 1,000 m超 (①~④除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象 すべて
		①堆積の高さ2m超かつ面積 300 ㎡超 ②堆積の面積 500 ㎡超	①堆積の高さ <mark>5m超</mark> ②堆積の面積 1,000 m <mark>超</mark>	_	許可対象すべて	許可対象 すべて

※赤字・・・福岡市が条例で強化したもの

3. みなし許可の場合の手続きの流れ



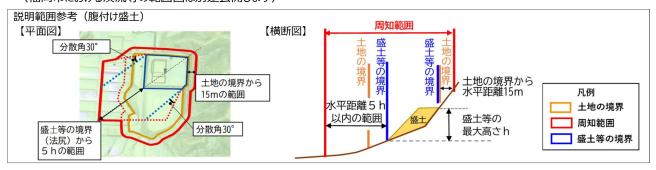


■近隣住民への事前説明の範囲

みなし許可の場合、**開発許可における近隣住民への事前説明の範囲に加え、盛土等の区分に応じた次の範囲においても事前説明が必要**となります。

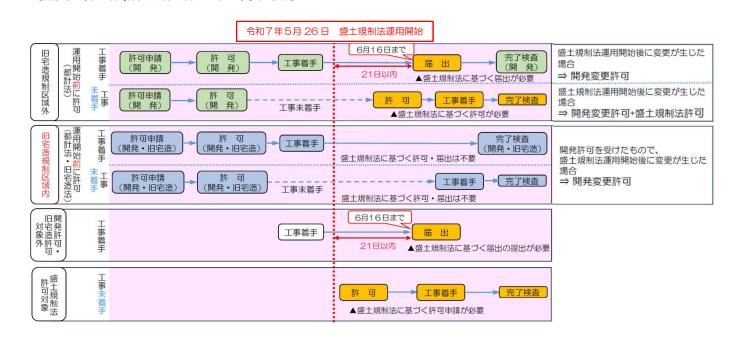
盛土等の区分	説明範囲		
①平地盛土 (勾配 1/10 以下の平坦地での盛土で谷埋め 盛土に該当しないもの) ②切土 ③土石の堆積	次のすべてを対象とする 〇盛土等の境界(法尻)からの水平距離が盛土等の最大高さの2倍以内の範囲 〇盛土等を行う土地の境界から水平距離15mの範囲		
腹付け盛土 (勾配 1/10 超の傾斜地盤上での盛土で谷埋め盛土に 該当しないもの)	次のすべてを対象とする 〇盛土等の境界(法尻)からの水平距離が盛土等の最大高さの5倍以内の範囲(分散角30°による土石流の広がり距離の範囲も含む 〇盛土等を行う土地の境界から水平距離15mの範囲		
①渓流等における盛土 ②谷埋め盛土(谷や沢を埋め立てる盛土で①を除く) ③腹付け盛土のうち法尻からの下方に渓流等の渓床が存在するもの(①を除く)	次のすべてを対象とする 〇下流の渓床勾配が2度以上の範囲(谷地形の底部の中心線から25mの範囲 〇盛土等を行う土地の境界から水平距離15mの範囲		

※渓流等(政令第7条2項2号に規定する土地)で高さが15mを超える盛土を行う場合は<mark>説明会の開催が必須</mark>となります。 (福岡市における渓流等の範囲図は別途公開します)



4. 運用開始前後の取扱いについて

令和7年5月26日時点で工事着手している許可対象規模の盛土等は、6月16日(月)までに市への届出が必要です。 ※工事着手とは、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更の着手をいいます。 (請負契約の締結や資材の搬入ではありません)





【お問い合わせ先】

○開発許可・盛土許可に関すること 開発・盛土指導課 TEL 711-4587

福岡市 盛土規制法 HP